

## 令和5年度 うまぐりの里事業計画

### 1 はじめに

丸3年に及ぶ「新型コロナウイルス感染症」ですが、感染拡大に細心の注意を払い、且つ創意工夫をすることで、それぞれの事業が円滑に運営できるように努めているところです。昨年度は、残念ながら主な行事を中止または規模縮小して実施するなど対応し、利用者と職員を感染から守ることを最優先にした支援を実施してまいりました。今後も引き続き感染症予防に努めるとともに、各事業所では、利用者に対し適切な支援を行い、地域や利用者・家族から信頼を得られる法人を目指していきます。

そして、(仮称)法人第2グループホーム建設がいよいよ始まることとなります。利用者が安心して生活できる住まいの場ができることは、高齢化傾向にある利用者及び保護者の念願でもありました。漏れのない事務事業に努め、令和6年4月の開所を目指します。

今年度についても法人全体の収入は厳しい状況が続くことが予想されますが、安定した利用率の維持、適切な支出管理に努めながら、利用者が住み慣れた地域で安心できる生活が送れることを願い、地域福祉の向上に寄与できるよう努めてまいります。

### 2 計画の概要

#### (1) 安定した法人運営

##### ① 評議員会の開催

定時評議員会 6月18日(日)

その他必要に応じ開催

##### ② 理事会の開催

4半期ごとに開催

6月3日(土)・9月2日(土)・12月2日(土)・令和6年3月9日(土)

6月18日(日)臨時、その他必要に応じ開催

##### ③ 会計監査の実施(財務会計に係るチェック体制の整備)

5月22日(月)、11月22日(水)

##### ④ 財務規律の強化

- ・適正な予算及び支出の管理
- ・会計基準の適正な運用

##### ⑤ 施設設備の管理

- ・建物や設備、備品等の定期点検や計画的な補修に努め、適正な資産管理を行う。

⑥ 各種事業の運営

- ・新型コロナウイルス感染症予防に努める。
- ・障がい者虐待防止並びに身体拘束等の適正化を順守した支援を行う。
- ・各種委員会の運営並びに職員研修を計画的に実施する。

⑦ 事業運営の透明性の向上

- ・運営状況の公開（現況報告その他のホームページ掲載、閲覧等）
- ・法人機関紙「ひだまり」の発行（10号・7月、11号・令和6年1月）
- ・ホームページを随時更新し、法人及び事業所の情報を発信する。

⑧ 人材育成・研修の充実（オンライン研修を含む）

- ・法人役員等研修
- ・職員研修
- ・内部研修

⑨ 災害及び感染症対策

- ・新型コロナウイルス感染症等の感染予防を徹底し、県・市の指導のもと、感染に備えた関係備品を備え、マニュアルとBCP計画に沿って迅速に対応する。
- ・近年は、大規模災害が頻発しているため、備蓄や連絡体制整備等を徹底し、近隣地域との連携強化に努める。

(2) 安心・安全なサービスの提供

① 利用者主体のサービス提供（ゆーあい工房）

- ・利用者一人ひとりのニーズに沿った支援（個別支援）を実施する。
- ・利用者の安定した生活を支援するため、相談支援事業所及び関係機関との連携、ネットワークの構築を図る。
- ・生活介護事業の継続により、高齢または障害の重い利用者に対する日常生活訓練（体力の維持向上・創作活動・社会生産活動）を実施する。
- ・就労継続支援事業（B型）による、将来の就労に向けた作業技術の習得と工賃向上を目指す。

② 日中一時支援事業による介護者の一時的な休息を手助けする。

③ 共同生活援助事業による地域における自立生活の支援（なごみの家）

④ 相談支援の充実（めだか）

- ・相談支援事業所の適正な運営
- ・栃木市が行う「とちぎくらしだいじネット」と連携した地域住民に対する相談支援体制を整備する。

⑤ 権利擁護、人権の尊重、差別のない社会の実現

- ・法令の順守、事故防止の徹底に向けた各種マニュアルの見直し・整備を

行う。

- ・利用者の意思及び人格を尊重し、支援スキル並びに人権意識の向上を図る。
- ・苦情解決の仕組みを活かし、提供サービスのチェックに対応する。

⑥ リスクマネジメントの強化とマニュアル整備

- ・日々の支援に潜む事故（交通事故、転倒等）、苦情、要望、ヒヤリハット等の発生に対し、迅速な対応でリスクを最小限に抑えていく。この実現に向けて、マニュアルを整備する。

⑦ 防災・防犯体制整備の充実と地域との連携

- ・消防計画のほか、風水害や不審者侵入などを想定した訓練を実施する。

(3) 地域交流と開かれた事業所経営

- ① 地域との交流を目的にゆーあい工房まつり等の開催
- ② ボランティアの受入れ
- ③ 各種福祉系学生等の実習並びに介護等体験の受入れ

(4) 公益的な取組みの実施

- ① 栃木県内事業所で連携して行う「いちごハートネット」に加盟し、「おこまり福祉相談」・「安心支援事業」の窓口として地域の方々の福祉に関する総合的な相談に対応していく。
- ② 「栃木県災害福祉支援チーム事業」に職員1名が登録し、災害時には要請に応じチーム員として派遣する。
- ③ 栃木市及び栃木市障害者施設協議会等と連携し、市の「くらしだいじネット」並びに「福祉避難所の運営」に協力する。

(5) (仮称) 法人第2グループホームの設置

- ・令和6年4月開所に向け、施設整備等補助金申請事務・融資申請・入札・契約・行政手続き等、事務事業を円滑に進めて行く。
- ・グループホーム整備委員会と職員部会で連携し、法人第2グループホームの具体的な運営について検討する。